

ワクチン接種業務に従事し、就業準備金給付申請を希望される看護職の皆様へ

## 高知県ナースセンター求職登録（eナースセンター登録）のお願い

各施設の看護職の皆様には、日常の看護業務に加えて、自治体等から依頼を受けて、ワクチン接種業務にご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、国において、5月21日～12月4日までに新たなワクチン業務に従事した看護職の皆様は、就業支援のための準備金が、一人1回限り3万円支給されることとなりました。

就業準備金の給付を受けるためには、下記の給付要件があります。まず、**高知県ナースセンターに求職登録（eナースセンター登録）**をお願いいたします。

病院から、業務としてワクチン接種に従事した方は対象になりません。

eナースセンター登録はこちらから⇒



### 【就業準備金の給付要件】

#### ①高知県ナースセンターに求職登録（eナースセンター登録）

#### ②ワクチン接種研修を受講

※研修の一部または全部が免除となる場合があります。

※現在、医療機関で就業している者は知識レベルの学習について免除可能（実技演習は受講が必要）である。また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を実施した経験がある者については、研修の全部について免除可能である。（日本看護協会 Q&A）

#### ③ワクチン接種業務に従事（5/21～12/4の間）

#### ④高知県看護協会から送られる「就業準備金支給申請書」に必要事項を記入し、「就業条件がわかる文書・メール等」(\*)を添付して、専用封筒で 12月27日(必着)までに指定業者に郵送する。

※雇用先の施設から発行される「労働条件通知書」や、それに類する就業条件（勤務施設、勤務場所、業務内容、就業期間等）の文書・メール等が該当する。（日本看護協会 Q&A）

**※従事期間及び申請期間が延長されました。**

詳細は、日本看護協会ホームページ『eナースセンター』をご覧ください。

「Q&Aの更新\_新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種業務への就業協力のお願い」

<問い合わせ先>

公益社団法人高知県看護協会

〒780-8066 高知市朝倉己 825-5

ナースセンター担当：宮村 吉本 茅原 藤原

TEL:088-844-0678